

○子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則

平成27年4月1日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）附則第6条第4項の規定により、市長が支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。）の保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する者のうち、支給認定子どもと生計をともにしているものをいう。）から徴収する費用（以下「負担金」という。）の額の決定及び徴収等に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額の決定)

第2条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定により保育園における保育を行うため、当分の間、保育認定子ども（法第59条第2号に規定する保育認定子どもをいう。）を特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいい、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育園に限る。以下「特定保育園」という。）において保育を実施するときは、法附則第6条第4項の規定に基づき、徴収すべき支給認定子どもの保育費用に係る負担金の額の決定を、当該保育が実施された日から10日以内に行わなければならない。

2 市長は、前項の規定により徴収すべき支給認定子どもの保育費用に係る負担金の額を決定し、又は変更したときは、速やかに、支給認定保護者又は扶養義務者に通知しなければならない。

(負担金の額)

第3条 支給認定保護者又は扶養義務者から徴収すべき支給認定子どもの保育費用に係る負担金の額は、日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第6号）第3条の定めるところによる。

(負担金の納入)

第4条 支給認定保護者又は扶養義務者は、支給認定子どもの保育費用に係る負担金の額の通知書の送付を受けたときは、当該通知書の送付を受けた日の属する月の末日（当該日が日田市の休日を定める条例（平成元年条例第25号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（当該日が休日に当たるときは、その日以後において休日でない直近の日））までに市に納入しなければならない。

(負担金の減免)

第5条 市長は、支給認定保護者又は扶養義務者が次の各号のいずれかの事由により、支給認定子どもの保育費用に係る負担金を納入することが困難であると認めるとときは、当該支給認定子どもの保育費用に係る負担金の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。
- (3) 疾病にかかったとき。
- (4) その他市長が必要と認める事由に該当するとき。

(負担金の不還付)

第6条 既納の支給認定子どもの保育費用に係る負担金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、既納の支給認定子どもの保育費用に係る負担金の額の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 前条の規定により減免するとき。
- (2) その他市長が必要と認める事由に該当するとき。

(収納事務の委託)

第7条 市長は、法附則第6条第5項の規定に基づき、支給認定子どもの保育費用に係る負担金の収納事務を私人に委託することができる。

(負担金の督促等)

第8条 市長は、支給認定保護者又は扶養義務者が納期限までに支給認定子どもの保育

【事前 根拠規範】44 大分県 子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則

費用に係る負担金を完納しないときは、別に期限を指定して督促状により督促しなければならない。

- 2 前項の規定による督促及び当該督促に係る手数料の徴収については、日田市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年条例第160号）の定めるところによる。

（負担金の滞納処分）

第9条 市長は、前条第1項の規定による督促を受けた支給認定保護者又は扶養義務者が同項に規定する督促状の期限までに当該督促に係る支給認定子どもの保育費用に係る負担金を完納しないときは、法附則第6条第7項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

（滞納処分に関する事務）

第10条 市長は、前条の規定により支給認定子どもの保育費用に係る負担金を滞納処分しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、次に掲げる事務に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限を支給認定子どもの保育費用に係る負担金の収納事務を担当する職員（以下「負担金徴収職員」という。）に委任する。

- (1) 滞納者の財産の差押に關すること。
 - (2) 滞納者の財産を調査するため、滯納者等に質問し、又は検査すること。
 - (3) 滞納者等の住居等の搜索に關すること。
- 2 負担金徴収職員は、前項各号に掲げる事務を行うときは、負担金（保育料）徴収職員証を携行し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、支給認定子どもの保育費用に係る負担金の徴収等に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の規定は、施行の日以後の支給認定子どもの保育費用に係る負担金の徴収等について適用し、同日前の児童の保育費用に係る負担金の徴収等については、なお従前の例による。

○日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例

平成27年3月24日

条例第6号

改正 平成28年3月25日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する支給認定子どもに係る支給認定保護者が負担すべき教育・保育及び地域型保育に要する費用（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(利用者負担額)

第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号及び第2号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第1号から第3号までに規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定における子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）で定める額を限度として規則で定める。

(平28条例16・一部改正)

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、支給認定子ども又は支給認定保護者が規則で定める事由のいずれかに該当すると認めるとときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額に関する経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として規則で定める。

附 則 (平成28年3月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

○日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則

平成27年4月1日

規則第32号

改正 平成27年11月30日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例（平成27年条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号又は第29条第3項第2号に基づくものは、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、それぞれ別表第1から別表第3までに定める額とする。

(特例施設型給付の利用者負担額)

第3条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、法第28条第2項第1号及び第2号に基づくものについては、前条の規定を準用する。

(特例地域型保育給付の利用者負担額)

第4条 条例第3条に規定する市町村が定める額のうち、法第30条第2項第1号から第3号までに基づくものについては、第2条の規定を準用する。

(利用者負担額の減免)

第5条 条例第4条の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。
- (3) 疾病にかかったとき。
- (4) その他市長が必要と認める事由に該当するとき。

(利用者負担額の決定又は変更の通知)

第6条 市長は、第2条から第4条までの規定により利用者負担額を決定し、又は変更したときは、速やかに、その旨を支給認定子どもに係る支給認定保護者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額)
- 2 条例附則第2項に規定する利用者負担額については、第2条の規定を準用する。
(法附則第9条第1項の適用がある間の施設型給付費等の支給の基準に関する経過措置)
- 3 法附則第9条第1項第1号ロ、第2号イ(2)及びロ(2)並びに第3号イ(2)に規定する地域の実情等を参酌して市町村が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 法附則第9条第1項第1号ロ 特定教育・保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第1号イの内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額
 - (2) 法附則第9条第1項第2号イ(2) 特定教育・保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第2号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額
 - (3) 法附則第9条第1項第2号ロ(2) 特別利用保育に要した費用と市長が認める

【事前 根拠規範】44 大分県 子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則

額から法附則第9条第1項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額

(4) 法附則第9条第1項第3号イ(2) 特別利用地域型保育に要した費用と市長が認める額から法附則第9条第1項第3号イ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額を控除して得た額

(平27規則65・追加)

(平成27年4月から同年8月までの間の利用者負担額に関する経過措置)

4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において認定法人又は認可法人が設置する施設で教育又は保育（日田市立保育園の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成27年条例第10号）本則第3号の規定による廃止前の日田市保育園における保育に関する条例（昭和62年条例第2号）の適用を受けて実施する保育をいう。以下同じ。）を受け、施行日以降も引き続き特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所において教育又は保育を受ける支給認定子どもであって、施行日以降において一月につき教育又は保育に通常要する利用者負担額（以下「新料金」という。）が、施行日の前日において一月につき教育又は保育に通常要する費用の額（以下「旧料金」という。）を超える場合における別表第1から別表第3までに掲げる新料金の適用については、当該別表第1から別表第3までに掲げる新料金から、当該別表第1から別表第3までに掲げる新料金から旧料金を控除して得た額に100分の50を乗じて得た額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）を減じて得た額を平成27年4月から同年8月までの間の利用者負担額とする。ただし、施行日の前日において認定法人又は認可法人が設置する施設で受ける教育又は保育に相応する施行日以降の法第19条第1項各号に掲げる支給認定区分に変更がある場合については、この限りでない。

(平27規則65・旧第3項繰下)

(平成27年9月から平成28年3月までの間の利用者負担額に関する経過措置)

5 前項の規定は、平成27年9月から平成28年3月までの間の利用者負担額について準用する。この場合において、「施行日以降も引き続き」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降も引き続き」と、「施行日以降において一月につき」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降において一月につき」と、「平成27年4月から同年8月まで」とあるのは「平成27年9月から平成28年3月まで」と、「施行日以降の法第19条第1項各号」とあるのは「施行日から継続して平成27年9月以降の法第19条第1項各号」と読み替えるものとする。

(平27規則65・旧第4項繰下)

(準備行為)

6 市長は、この規則の施行の日前においても、第6条の規定による利用者負担額の決定若しくは変更又はその旨の通知その他この規則を施行するために必要な準備行為をすることができる。

(平27規則65・旧第5項繰下)

附 則（平成27年11月30日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

法第19条第1項第1号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
第2—1階層	第1階層を除 市町村民税非課税世帯	1,500円

【事前 根拠規範】44 大分県 子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則

第2—2階層	き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税均等割課税(所得割非課税)世帯 市町村民税所得割課税額(77,100円以下)世帯 市町村民税所得割課税額(211,200円以下)世帯 市町村民税所得割課税額(211,201円以上)世帯	2,200円 11,800円 15,100円 19,000円
第3階層			
第4階層			
第5階層			

備考

- 1 この表の第3階層以上における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。）については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）に規定する寡婦（夫）控除又は寡婦（夫）控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。
- 3 支給認定子どもの属する世帯の階層が第2—1階層又は第2—2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を零とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 5 第2—1階層以上と認定された世帯で、同一世帯において満3歳から小学校第3学年までの範囲内に2人以上の子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、

【事前 根拠規範】44 大分県 子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則

児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもを含む。)がいる場合におけるこの表の適用については、小学校第3学年修了前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額(前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額)に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。

6 この表に定める利用者負担額には、給食の実施に係る費用は、含まない。

7 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

別表第2(第2条関係)

法第19条第1項第2号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当	市町村民税非課税世帯	5,800円	5,700円	5,800円
第3—1階層		市町村民税均等割課税(所得割非課税)世帯	10,200円	10,000円	10,200円
第3—2階層		市町村民税所得割課税額(48,600円未満)世帯	14,600円	14,300円	14,600円
第4—1階層		市町村民税所得割課税額(73,000円未満)世帯	19,400円	19,000円	19,400円
第4—2階層		市町村民税所得割課税額(97,000円未満)世帯	24,100円	23,600円	24,100円
第5階層		市町村民税所得割課税額(169,000円未満)世帯	34,100円	31,000円	29,400円
第6階層		市町村民税所得割課税額	35,500円	32,200円	29,400円
					26,100円

	する世帯	(301,000円未満) 世帯			
第7階層		市町村民税所得割課税額 (301,000円以上) 世帯	35,500円	32,200円	29,400円

備考

- 1 この表の第3—1階層及び第3—2階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 2 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。）については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）に規定する寡婦（夫）控除又は寡婦（夫）控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。
- 3 この表において、「保育標準時間」とは日田市小学校就学前子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）第4条第1項第1号に規定する保育時間をいい、「保育短時間」とは同項第2号に規定する保育時間をいう。
- 4 支給認定子どもの属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を躉とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3—1階層又は第3—2階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 6 第2階層以上と認定された世帯で、同一世帯において小学校就学前の範囲内に2人以上の子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもを含む。）が同時にいる場合におけるこの表の適用については、小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額）に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。
- 7 支給認定子どもが年度の途中において満3歳に到達したときの利用者負担額は、当該年度中は別表第3に定める利用者負担額を適用する。
- 8 この表に定める利用者負担額には、給食（主食に限る。）の実施に係る費用は、含まれない。

【事前 根拠規範】44 大分県 子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則

9 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第3（第2条関係）

法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額算定基準

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
階層区分	定義	3歳未満児		保育標準時間
		保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	5,900円	5,700円	
第3—1階層	市町村民税非課税世帯	10,300円	10,100円	
第3—2階層	市町村民税均等割課税（所得割非課税）世帯	14,700円	14,400円	
第4—1階層	市町村民税所得割課税額（48,600円未満）世帯	19,500円	19,100円	
第4—2階層	市町村民税所得割課税額（73,000円未満）世帯	24,200円	23,700円	
第5階層	市町村民税所得割課税額（97,000円未満）世帯	36,700円	36,000円	
第6階層	市町村民税所得割課税額（169,000円未満）世帯	51,900円	51,000円	
第7階層	市町村民税所得割課税額（301,000円未満）世帯	63,600円	62,500円	

備考

- この表の第3—1階層及び第3—2階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。
- 婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻をしていない者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く。）については、地方税法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号若しくは同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）に規定する寡婦（夫）控除又は寡婦（夫）控除の特例の適用を受けるものとみなして算定した税額をもって、この表を適用する。

【事前 根拠規範】44 大分県 子ども・子育て支援法附則第6条に基づく保育費用の徴収等に関する規則

- 3 この表において、「保育標準時間」とは日田市小学校就学前子どものための教育・保育給付の支給認定等に関する基準を定める条例第4条第1項第1号に規定する保育時間をいい、「保育短時間」とは同項第2号に規定する保育時間をいう。
- 4 支給認定子どもの属する世帯の階層が第2階層と認定された世帯で、次の各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を零とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障がい児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 支給認定子どもに係る支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 支給認定子どもの属する世帯の階層が第3—1階層又は第3—1階層と認定された世帯で、前項各号のいずれかに該当する場合であるときは、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額とする。
- 6 第2階層以上と認定された世帯で、同一世帯において小学校就学前の範囲内に2人以上の子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育園、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、家庭的保育事業等による保育を受ける小学校就学前子ども、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子どもを含む。）が同時にいる場合におけるこの表の適用については、小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に数えて2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（前2項の規定に該当する場合は、当該規定を適用した後の額）に100分の50を乗じて得た額、3人目以降は零とする。
- 7 月の途中において、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業において支給認定教育・保育又は特定地域型保育等を受け、又は解除された支給認定子どもの利用者負担額は、当該月の開園日数を基礎として日割りにより計算した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。